別表第三ロードケアの項を削る。

別表第四コミュニケーション「愛」の項を削り、同表中

「心語り」ＹＮ－501	エクセル・ニクス株式	
「新心語り」ＹＮ－502Ｋ	ダブル技	

を

東京都練馬区関町東二丁目14番4号	オブ・メカトロ	
神奈川県藤沢市長後903番地の3	研株式会社	

に改め、同表マイトビーＣ12Ｅｙｅの項、トビーアイモバイルの項及び視線入力意思伝達装置　Ｓｐｒｉｎｇ絆の項を削る。

別表第五カーディナルの項、トビーＳ32スキャンの項及びトビーＳ32タッチの項を削る。

別表第七ブレイルライトの項を削り、同表ブレイルセンス日本語版の項からブレイルセンス　Ｕ2　日本語版の項まで中「静岡市駿河区谷田44番15号セントラルヒルズ101号室」を「静岡県静岡市駿河区谷田44番15号セントラルヒルズ101号室」に改める。

○厚生労働省告示第百二十四号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第二条第十四号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第二条第十四号の規定に基づき、キャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものは、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアコンサルタント、又は厚生労働省若しくは厚生労働省が委託して実施するジョブ・カード（同法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。以下同じ。）を用いたキャリアコンサルティングに係る講習を修了した者若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であって、ジョブ・カードの作成の支援を行うことが認められる者として厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省職業能力開発局長が定めるものとする。

○厚生労働省告示第百二十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十八条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（平成三年労働省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アントラセン」を「アントラセン　エチルベンゼン」に、「スチレン」を「スチレン　四－ターシャリ－ブチルカテコール　多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）」に、「一－ブロモプロパン」を「一－ブロモプタン　メタクリル酸二・三－エポキシプロピル」に改める。

○厚生労働省告示第百二十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第一号中「及び脂肪乳剤」を「、脂肪乳剤及びセクキヌマブ製剤」に改める。

○厚生労働省告示第百二十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第九中「グラチラマー酢酸塩製剤」を「グラチラマー酢酸塩製剤　セクキヌマブ製剤」に改める。

○厚生労働省告示第百二十八号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項の規定に基づき、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

目次

はじめに
第１　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項
一　全般的な事項
1　医療費適正化計画の基本理念
(1)　住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること
(2)　超高齢社会の到来に対応するものであること
(3)　目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること
2　第三期医療費適正化計画における目標
(1)　住民の健康の保持の推進に関する目標
(2)　医療の効率的な提供の推進に関する目標
3　都道府県医療費適正化計画の作成のための体制の整備
(1)　関係者の意見を反映させる場の設置
(2)　市町村との連携
(3)　保険者等との連携
4　他の計画等との関係
(1)　健康増進計画との調和
(2)　医療計画との調和
(3)　介護保険事業支援計画との調和
(4)　国民健康保険運営方針との調和
5　東日本大震災の被災地への配慮
二　計画の内容に関する基本的事項
1　住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項
(1)　特定健康診査の実施率に関する数値目標
(2)　特定保健指導の実施率に関する数値目標